審査報告書

【公園施設等】

(大和市都市公園条例規定施設) (大和市営自動車駐車場条例規定施設)

令和7年10月

つきみ野1号公園等の指定管理者選定委員会

公園施設等 (大和市都市公園条例及び大和市営自動車駐車場条例規定施設) の指定管理者(以下「指定管理者」という。)候補の選定にあたり、つきみ野1号公園等の指定管理者選定委員会(以下「選定委員会」という。)は、申込団体から提出された申込書類の審査及び面接審査を実施しました。

この度、選定委員会による審査を終了し、指定管理候補を選定しましたので、報告します。

1. 募集を行った施設の概要

- ① つきみ野1号公園
 - ア つきみ野野球場
 - (ア) 所 在 地 大和市つきみ野5-6
 - (4) 設置年月日 昭和45年2月1日
 - (ウ)施設内容 敷地面積 8,540㎡

建物延床面積 本部室(鉄骨平屋建・4㎡) 構造・規模 両翼85m センター90m

イ 園地・駐車場

- (ア) 所 在 地 大和市つきみ野5-5
- (1) 面 積 19,216.71㎡ (つきみ野野球場部分を含む。)
- (ウ) 施 設 内 容 附属物 トイレ、遊具、パーゴラ、時計塔

② 引地台公園

- (7) 所 在 地 大和市柳橋4-5000
- (4) 設置年月日 昭和55年5月1日
- (ウ) 施設の規模等 面 積 100,540.39㎡

(大和スタジアム、青葉公園側スロープ含む) 主な施設 温水プール、野外音楽堂、令和広場、平成広場、 遊具、管理棟、駐車場、大和スタジアム

③ 引地台温水プール立体駐車場

- (7) 所 在 地 大和市草柳3-5-1
- (4) 設置年月日 平成3年3月31日
- (ウ)施設の規模等 敷地面積 3,342㎡ 延床面積 3,552㎡構造規模 鉄骨造2階建 施設内容 駐車台数180台

④ 宮久保公園

ア 宮久保野球場

- (7) 所 在 地 大和市上和田1320-1
- (1) 設置年月日 昭和58年4月1日
- (ウ) 施 設 内 容 敷 地 面 積 7,040㎡ 建物延床面積 管理棟 12.96㎡ 構造・規模 両翼70m センター85m

イ 園地・駐車場

- (7) 所 在 地 大和市上和田2150-2
- (1) 設置年月日 昭和58年4月1日
- (ウ) 施 設 内 容 敷地面積 25,317.46㎡

(宮久保野球場部分を含む。)

附属物 トイレ、時計塔

ウ 宮久保スポーツ広場

- (7) 所 在 地 大和市上和田2152-1
- (1) 設置年月日 昭和58年4月1日
- (ウ) 施 設 内 容 敷 地 面 積 7,640㎡

建物延床面積 倉庫:4㎡

構造・規模 グラウンド(土)

2. 選定委員会委員

会 長 古市 謙二 (スポーツ行政について知識経験を有する者)

職務代理 登 英夫 (市長が必要と認める者)

委 員 篠原 才司 (環境行政について知識経験を有する者)

委 員 村川 雅基 (公募市民)

委 員 飯村 夏鈴 (公募市民)

委 員 浅野 真輝 (大和市環境共生部参事兼環境総務課長)

委 員 玉田 結城 (大和市環境共生部みどり公園課長)

委員 中村 大介 (大和市環境共生部参事兼施設課長)

委 員 福士 忠生 (大和市健幸スポーツ部スポーツ×ライフ課長)

3. 選定委員会の開催日及び審議内容

(1) 第1回選定委員会 :令和7年 7月 2日(水)

(募集要項及び選定基準等の確認)

(2)第2回選定委員会 :令和7年 7月15日(火)

(募集要項及び選定基準等の決定)

(3) 第3回選定委員会 : 令和7年10月 8日(水)

(申込団体による企画提案説明、審査及び候補者の選定)

4. 指定管理者候補選定までの経過について

- (1) 募集要項発表:令和7年7月24日(木)
- (2) 募集要項等配布期間:令和7年 7月24日(木)~8月22日(金)
- (3) 説 明 会 : 令和7年 8月 1日(金)
- (4)質問事項の受付期間:令和7年 8月 4日(月)~8月7日(木)
- (5)質問の回答期日:令和7年 8月27日(水)
- (6) 応募書類受付期間:令和7年 7月25日(金)~9月12日(金)
- (7)募集締切り:令和7年9月12日(金)午後5時15分
- (8) 書類審査の結果及び面接審査の案内: 令和7年10月 1日(水)
- (9) 面 接 審 査 : 令和7年10月 8日(水)

5. 申込があった団体

(1) 公益財団法人大和市スポーツ・よか・みどり財団

6. 指定管理者候補の選定方法

公園施設等を所管する大和市環境共生部みどり公園課及び指定管理者候補の選定に 係る事務を所管する同部環境総務課による書類審査の結果、申込団体が欠格事項に該当 しないことを確認し、選定委員会では提出書類及び申込団体による公開での企画提案説 明を基に審査を行い、指定管理者候補を選定しました。

選定は、添付資料 1 「つきみ野 1 号公園等の指定管理者候補の審査要領」に基づき行いました。

7. 申込団体の欠格事項等

指定管理者を選定するにあたり、団体等が申込者となることができない場合(欠格事項)を次のとおり定めました。

- ・法律行為を行う能力を有しない者
- ・破産者で復権を得ない者
- ・地方自治法(昭和22年法律第67号。)第92条の2、第142条(同法第166条第2項の規定により準用する場合を含む。)又は第180条の5第6項の規定 に抵触する者
- ・地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4第2項(同法施行令 第167条の11第1項の規定により準用する場合も含む。)により、市の執行機 関における一般競争入札等の参加を制限されている者
- ・会社更生法(平成14年法律第154号)、民事再生法(平成11年法律第225 号)により更生又は再生手続きをしている者
- ・国税及び地方税等を滞納している者
- ・地方自治法(昭和22年法律第67号)第244条の2第11項により、2年以内 に指定管理者の指定を取り消された者
- ・暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第2号に揚げる暴力団若しくはその利益となる活動を行っている者であること又は団体の代表者、役員若しくは職員が暴力団等の構成員であること
- ・大和市暴力団排除条例(平成23年条例第4号)第2条第5項に揚げる暴力団経営 支配法人等であること
- ・2年以内に労働基準監督署から是正勧告を受けていること(必要な措置の実施について労働基準監督署に報告済みである場合を除く)
- ・大和市一般競争参加停止及び指名停止等措置要領第2条により、募集開始時点で市 の執行機関における一般競争参加停止及び指名停止の措置を受けている者
- ・共同事業体の場合には、構成する団体のいずれかが以上の条件に該当すること、又 は申込時に「共同事業体協定書」を提出できないこと、若しくは選定後協定締結時 までに代表団体及び責任分担を明確に定めた組合契約を締結し、組合契約書の写し を提出することができないこと

8. 一次審查

- 一次審査については、次の書類の提出を求め、内容を確認しました。
- (1) 指定申込書
- (2) 定款等(最新のもの)
- (3)登記簿謄本(申し込み日前6か月以内)
- (4) 申請団体の収支予算書及び事業計画書(最新のもの)
- (5) 申請団体の収支決算書及び事業報告書(最新のもの)
- (6) 企画提案書
- (7) 収支予算書(年度ごと)
- (8) 管理運営費見積書(予算書を補完する資料として必要に応じて提出)
- (9) 財産目録又は賃借対照表及び損益計算書
- (10) 理事、評議員及び役員等の名簿
- (11) 団体の概要がわかるもの(団体の活動実績及び経営状況を証明する書類等)
- (12) 欠格事項に関する申立書
- (13) 国税・都道府県税・市町村税のうち、納税義務を負うものに係る納税証明書又は 未納がないことの証明書(徴収猶予を受けている場合を除く)(最新のもの)
- (14) 共同事業体による応募の場合の必要書類(協定書、委任状、構成員名簿等)

9. 二次審查

審査の基準は100点を満点とし、5基準、15項目からなる26の視点毎に配分しています。具体的な審査内容と各委員の評価点は、添付資料2のとおりです。

10. 審査結果

審査の結果、指定管理者候補として、公益財団法人大和市スポーツ・よか・みどり財団(神奈川県大和市深見西一丁目3番17号)を選定しました。

つきみ野1号公園等の指定管理者候補の審査要領

つきみ野1号公園等の指定管理者選定委員会(以下「選定委員会」という。)における、指定管理者候補の選定のための審査方法、審査基準等について必要な事項を定めるものとする。

1. 審查方法

申込団体のうち、一次審査に合格した団体について、選定委員会による二次審査を実施し、 指定管理者候補の選定を行う。

2. 一次審查

(I)審査形式 書類審査

(2) 審查内容

- ① 募集要項又は申込要項で示す応募資格等を次の書類により審査する。
 - ァ. 定款(寄附行為等を含む)(最新のもの)
 - ィ. 登記簿謄本(申込み日前6ヶ月以内)
 - ウ. 申込団体の収支予算書・事業計画書(最新のもの)
 - エ. 申込団体の収支決算書・事業報告書(最新のもの)
 - オ. 財産目録又は貸借対照表及び損益計算書
 - カ. 理事、評議員及び役員等(実質的に経営に関与するものを含む)の名簿
 - お、団体の概要がわかるもの(団体の活動実績及び経営状況を証明する書類等)
 - 2. 欠格事項に関する申立書
 - ケ. 国税・都道府県税・市町村税のうち、納税義務を負うものに係る納税証明書又は未 納が無いことの証明書(徴収猶予を受けている場合を除く)(最新のもの)
 - コ、共同事業体による応募の場合の必要書類(協定書、委仟状、構成員名簿等)
- ② 管理内容を次の書類により審査する。
 - ァ. 管理業務に関する企画提案書
 - ィ. 管理業務に関する収支予算書(年度ごと)
 - ウ. 管理運営費見積書
 - ェ. その他

(3) 失格基準

次のときには失格とする。

- ① 募集要項又は申込要項で示す応募資格等を満たさない場合。
- ② 管理内容が仕様書等で示す要求水準を満たしていないことが明らかな場合。
- ③ 指定管理料が市の指定する上限額を上回っている場合。

3. 二次審查

(1)審査形式

面接審査(プレゼンテーション形式)

(2)審査内容

① 評価項目

「つきみ野 | 号公園等の指定管理者候補の審査に係る評価表(別表 |)」で定める項目により評価する。

② 配点

別表 | で定める配点とし、100点(11項目×5点、15項目×3点)を満点とする。

③ 最低基準点

63点(11項目×3点(標準点)、15項目×2点(標準点))

(3)審查方法

① 評価点

各委員の採点結果を合計した点を評価点とする。

② 失格基準点

最低基準点に評価者の人数を乗じたものを失格基準点とし、その点数以上の評価点を 得た申込団体を審査の対象とする。ただし、最低基準点以上の評価を行った評価者の人 数が、過半数に満たない申込団体は、審査の対象から除外する。

③ 候補者の選定

評価点を基に、指定管理の候補者としての順位付けを行い、候補者として最も適当な団体を選定する。申込団体が1団体の場合も同様とする。

なお、全ての申込団体が(3)②で定める失格基準点未満の場合は、指定管理の候補者 としての適否について審査する。

④ 同点の場合

同点の者を対象とした決選投票又は会長裁決により決定する。

⑤ 次点者の再選定

指定管理者となるべき団体として選定された申込団体が、指定管理者の指定を受けることが不可能となったとき又は新たに判明した事実により、施設の管理を行うことが不適当であると認められたときは、(3)②で定める失格基準点以上の評価点を得た申込団体で、順位が次位にある申込団体を、指定管理の候補者として最も適当な団体として再選定する。

なお、順位が次位以下にある申込団体が(3)②で定める失格基準点に達しない場合は、 指定管理の候補者としての適否について審査する。

附則

この要領は、令和7年7月15日から施行する。

つきみ野1号公園等の指定管理者候補の審査に係る評価点一覧

選定基準	審査基準		配点	(公財)大和市スポーツ・よか・みどり財団								
	項目(15)	視点		委員①	委員②	委員③	委員④	委員⑤	委員⑥	委員⑦	委員8	委員⑨
施設を利用又は使用する等のであることであることであることであることであることである。	1. 施設利用者や使用者 の平等利用の確保に 対する考え方につい て	(1)施設の利用又は使用条件 の考え方が妥当なものと なっているか		5	4	4	3	4	4	4	4	4
		(2) 利用等の不承認又は承認 取消しの考え方が妥当か		5	4	5	3	4	3	4	4	4
		(3) 苦情処理体制が確立されているか		2	2	3	2	3	3	3	2	3
	2. サービス向上の取り 組みについて	(4)利用者等に対する質の高 いサービス提供のため に、的確かつ継続的な取 組みが図られているか	24	5	3	4	3	5	4	3	4	3
		(5)サービスの評価及び利用 者等の意見、要望への対 応が図られているか		3	2	3	2	2	2	3	2	3
		(6)地域のニーズに基づいた 企画(事業)が図られて いるか		3	3	2	2	3	2	2	2	3
施設の効用を最 大限に発揮する ものであること (5点)	3. 施設の特色を生かした事業計画について	(7)業務内容を理解し、施設 の特色を生かした企画提 案書となっているか	5	5	4	4	3	4	4	3	4	4
	4. 関係法令の遵守につ いて	(8)関係法令を遵守しているか		5	3	4	3	5	4	5	4	5
施設の適切な維	5. 施設の適切な維持及 び管理について	(9)事故等の未然防止対策及 び施設の保全に関する取 り組みはあるか		4	4	4	3	5	3	4	4	4
持及び管理並び に管理に係る経 費の縮減が図ら	6. 施設運営の組織又は 体制について	(10) 理事又は役員の構成はど うか	26	3	2	2	2	3	2	3	2	3
れるものである こと	7. 管理に係る経費縮減 案について	(11)管理に係る経費縮減の考 え方はどうか	20	1	1	1	1	1	1	1	1	1
(26点)	8. 効率的な経営について	(12) 指定管理業務に要する経 費の算出根拠は適切か		4	4	3	3	4	3	3	4	4
		(13)業務の効率化に向けた考 えを持っているか		2	2	2	2	3	2	2	2	3
	9. 管理を安定して行う 物的・人的能力につ	(14)事業者の経営理念、方 針、経営状況等について		5	4	3	3	5	3	5	5	5
	いて	(15) I S O規格 (品質・環境) 等について		2	2	2	2	3	2	3	2	2
		(16)業務の引継ぎが円滑に行 えるか		3	2	2	2	3	3	3	3	3
	10. 人員の確保及び育成について	(17)選考方法、選考基準はど うか		3	2	3	2	3	2	2	3	3
		(18) 経験ある職員、責任者・ 指導的立場の職員の配置 状況はどうか		3	2	2	2	3	2	3	3	3
		(19) サービス水準の確保は適 正か	35	3	2	3	2	2	2	2	3	3
		(20)年間研修計画及び研修内 容は適正か		2	2	2	2	3	2	2	2	3
	11. 関連施設の受注・経 営実績について	(21)関連施設の受注・経営実 績はあるか		2	2	3	2	3	3	2	2	3
	12. 資産規模・管理状況 について	(22)資本金(基本財産)及び 運用財産の管理状況は適 正か		3	2	3	2	3	3	2	3	3
	13. 債権債務の状況について	(23)借入れの目的・規模・内容・償還計画はどうか		2	2	3	2	3	3	2	3	3
	14. 経営マネジメントに ついて	(24)人事管理、財務執行管理 等についてはどうか		2	2	3	2	2	2	2	2	3
その他 (10点)	15. 個人情報の保護及び 情報公開に対する措 置について	(25) 個人情報の保護に関する 法律(以下「個人情報保 護法」という。) 及び本 市の情報公開条例に則っ ているか	1 0	5	3	4	3	4	4	5	4	5
		(26)施設運営の透明性の確保 はどうか		5	4	4	3	4	4	5	4	5
合 計		100	8 7	69	78	61	87	72	78	78	88	
総合得点		900			ı	ı	698	ı	ı		'	
順位			1	1	1	1	1	1	1	1	1	
	総合順位							1				